

# 「令和6年度上田市シェアサイクル運営業務」公募型プロポーザル実施要領

## 1 概要

- (1) 業務名 令和6年度上田市シェアサイクル運営業務
- (2) 発注者 上田地域シェアサイクル活用推進協議会 会長 佐藤 安則
- (3) 事業目的 令和3年度から令和5年度までの3年間の社会実験を通じて新たな交通手段の一つとして定着化が進み、市内の回遊性向上や、公共交通の補完による観光振興に一定の効果が発現してきたところである。  
社会実験の結果を踏まえ、引き続き千曲市と連携し「上田市・千曲市広域シェアサイクル」として社会実装に移行する。  
本事業を通じて、二次交通の補完によるまちの賑わいの創出や観光振興、スマートシティやゼロカーボンの推進等、多分野にわたる副次的効果をさらに高めるための取組みを行い、更なる利用促進を図るものである。
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 委託料 7,986,000円（消費税及び地方消費税を含む）を上限とする。  
なお、令和6年3月上田市議会定例会における令和6年度当初予算が可決されることを前提とするため留意すること。

## 2 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第30条の規定による更正手続きの申し立てがなされていない者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続き開始の申し立てがなされていない者
- (4) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有さない者
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない者
- (6) 消費税及び地方消費税等、税の滞納がない者

## 3 企画提案スケジュール

- (1) 募集開始 令和6年2月8日（木）
- (2) 質問締切 令和6年2月14日（水）正午
- (3) 質問回答 令和6年2月16日（金）正午まで
- (4) 参加申込締切 令和6年2月20日（火）正午
- (5) 企画提案書締切 令和6年2月27日（火）17:00
- (6) プレゼンテーション審査 令和6年2月29日（木）15:00以降

#### 4 質問及び回答

- (1) 受付期間 令和6年2月14日(水)正午まで
- (2) 質問方法 電子メールにより事務局宛提出すること。提出後は電子メール着信の確認ため、電話連絡をすること。
- (3) 提出先 後述13に記載のとおり
- (4) 留意事項
  - ア 様式は任意とするが、A4判を電子メールに添付すること。
  - イ 件名は「令和6年度上田市シェアサイクル運営業務に関する質問」とすること。
  - ウ 質問者の社名、部署名、役職、氏名、電話番号及びメールアドレスを記載すること。
- (5) 質問回答  
質問に対する回答は一括して取りまとめ、令和6年2月16日(金)正午までに上田市ホームページに掲載する。なお、質問のあった事業者名は公表しない。

#### 5 参加申込

- (1) 提出期限 令和6年2月20日(火)正午まで
- (2) 提出方法 様式第1号に必要事項を記入の上、持参又は電子メールとする。電子メールの場合は、着信確認のため、電話連絡をすること。
- (3) 提出先 後述13に記載のとおり

#### 6 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和6年2月27日(火)17:00まで
- (2) 提出書類
  - ア 企画提案書(A4判)  
紙媒体の正本1部、副本10部及びPDF形式のデータを提出すること。
  - イ 見積書  
紙媒体の正本1部、副本10部及びPDF形式のデータを提出すること。
- (3) 企画提案書の様式  
任意とするが、A4判横書き両面印刷とし、ホチキス綴じをすること。
- (4) 提出方法  
持参又は郵送とする。郵送の場合は期限内に到着するよう手配を行い、その旨を事務局に連絡すること。
- (5) 提出先  
後述13に記載のとおり
- (4) 企画提案書の記載事項
  - ア 会社概要
  - イ 提案のポイント
  - ウ 本業務の実施体制  
(事業主体や協力会社等のスキーム及び役割分担等を記載。責任者、担当者を記載)
  - エ 本業務の実施工程・スケジュール
  - オ 仕様書に記載の提案事項

- カ その他、提案書に記載することが相応しいと考えられるもの
- (5) 提出された提案書等の取扱い
  - ア 本プロポーザルにおける契約の相手方の候補者の選定以外の目的では使用しない。
  - イ 選考を行う作業に必要な範囲において複製を行うことがある。
  - ウ 返却はしない。

## 7 プレゼンテーション審査

- (1) 期 日 令和6年2月29日(木)
- (2) 会 場 上田市役所本庁舎 3階 303会議室(控室:同304会議室)
- (3) 時 間 15:00以降とする。企画提案書提出事業者へ別途連絡する。
- (4) プレゼンテーション
  - ア 会場に入室できるのは3名以内とする。説明は原則として主担当者が行う。
  - イ 説明時間は20分以内とし、説明が終了後、10分以内で質疑応答を行う。
  - ウ 説明は紙媒体による。投影機材は使用しない。

## 8 選定方法等

- (1) 上田地域シェアサイクル活用推進協議会内に設置する選定委員会において契約候補者を選定する。
- (2) 選定委員会において審査した結果、最高評価となった1者を契約候補者とする。なお、契約候補者に契約することができない何らかの事由が発生した場合は、次点の繰り上げにより新たな契約候補者として手続きをする。
- (3) 最高評価点が同点により複数の場合、選定委員会の協議により決定する。
- (4) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルは成立する。ただし、契約候補者となることのできる最低基準点を満点の7割とし、最低基準点を下回った場合は契約候補者として選定しない。

## 9 評価基準等

下表のとおりとし、合計100点満点とする。

	項目	評価の観点	配点
1	運営力	必要十分な運営体制が組まれているか（5点）	40
		計画的かつ効率的な再配置業務が行われるか（10点）	
		利用者からの問合せや事故、トラブル等に迅速に対応できる体制が整っているか（10点）	
		多くの利用が見込める場所にサイクルポートの設置提案がなされているか（10点）	
		共同実施する千曲市と運営体制の構築が図れているか（5点）	
2	分析力	日々の利用状況、利用者の属性等を把握し、効率的な運営に反映できる内容であるか（10点）	20
		利用者の走行経路や滞留状況を可視化し、サイクルポートの設置検討等に活用がなされるか（10点）	
3	企画力	利用促進が図られる広報・PRがなされているか（5点）	25
		既存公共交通の利用促進に寄与できる内容であるか。また、交通事業者との連携により、具体的な企画等が組み込まれるか（10点）	
		まちの活性化や観光振興の一助として、地元事業者との連携により具体的な企画が組み込まれるか（10点）	
4	その他	仕様書に示す項目の他に、他分野に効果が波及される内容の提案がなされているか（10点）	15
		見積額が上限以内であり、提案内容と見積額の妥当性はあるか（5点）	
合計			100

採点方法は下表のとおりとする。

評価の観点	優秀	やや優秀	普通	やや劣る	劣る
10点満点	10	8	6	4	2
5点満点	5	4	3	2	1

## 10 審査結果

- (1) 審査結果は、審査終了後速やかに参加者へ連絡する。
- (2) 審査結果に対する異議申し立ては一切受け付けない。
- (3) 上田市ホームページには契約候補者の名称のみ掲載する。

## 11 契約手続き

- (1) 契約候補者と当協議会において委託内容、経費等の契約内容について協議し合意に至った場合、随意契約を締結する。
- (2) 上記契約は令和6年3月上田市議会定例会において令和6年度当初予算が可決された

後に締結する。

- (3) 契約代金の支払いは精算払いとする。

## 1 2 留意事項

- (1) 企画提案書の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (2) 本要領に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、協議により別に定める。
- (3) 企画提案書の内容について、補足説明を依頼する場合がある。
- (4) 本プロポーザルは参加者の事業実施能力や企画力等を評価し、当該業務の契約候補者を選定するために実施するものである。したがって、必ずしも企画提案書に記載のとおり業務を実施するものではなく、最終的な内容は発注者と協議の上、決定する。

## 1 3 本件担当

上田地域シェアサイクル活用推進協議会（事務局：上田市都市建設部都市計画課）

担当：山浦・東城・沓掛

〒386-8601 長野県上田市大手一丁目11番16号

TEL：0268-23-5134（平日8:30~17:15）

メール：[tosikei@city.ueda.nagano.jp](mailto:tosikei@city.ueda.nagano.jp)